

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文 目次

○ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）（附則第二条関係）・・・1

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（附則第三条関係）・・・2

○ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の施行の日又は日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）の施行の日のいずれか早い日から施行する。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第三条関係）
 ※ 「現行」は、防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）及び日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）
 附則第二項の規定による改正後のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一 （略） 三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p> <p>2 三十三～三十五 （略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一 （略） 三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p> <p>2 三十三～三十五 （略）</p>